

# 会 議 録

平成28年度 第2回大田区障がい者施策推進会議

平成28年11月7日

大 田 区

○障害福祉課長 早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。若干定刻前ではございますけれども、委員の皆様、全員おそろいになりましたので、平成28年度第2回大田区障がい者施策推進会議を始めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、会長からご挨拶のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石渡会長 それでは、改めて、おはようございます。会長をやらせていただいている石渡です。

このごろ春と秋が短くなって、夏と冬が長いみたいな話をよくするのですけれども、今日は立冬だということですし、本当に一気に冬めいてきたなという気もいたします。もうすぐ師走で、慌ただしいというのが11月から始まるような気がいたしますが、今日も大事な議題をいろいろ準備していただいていますので、どうぞ活発なご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○障害福祉課長 会長、ありがとうございました。

それでは、福祉部長より挨拶を申し上げます。

○福祉部長 皆さん、おはようございます。福祉部長の中原でございます。

10月は障がい福祉の強調月間ということで、ずっと施設の祭り等も行われてきました。つい最近ですと新井宿福祉園のお祭り、おとといは幸陽祭、昨日は萩中祭と、ここにいらっしゃる方にいろいろとお会いしました。どうもお疲れさまでございました。

今日はお忙しい中、集まってお集まりいただきまして本当にありがとうございます。この会議ですけれども、今年度から、幅広い皆様のご意見をいただきながら、大田区における障がい福祉施策を総合的に推進するため発足したということで、第2回になります。

詳細は事務局からお話ししますけれども、今日は障がい施策推進プランの進捗状況とか、あとは来年、障害福祉計画をつくっていくということで、次期の計画の実態調査を行います。その実態調査の件、それから今進めております障害者差別解消法について、今年度の目標で、今年度中に地域協議会をつくろうということで、それについてのお話ということで予定をしております。活発なご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○障害福祉課長 私は事務局を務めます障害福祉課長の酒井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず本日の事務連絡を行わせていただきます。

(欠席委員報告、配付資料確認等)

○石渡会長 いろいろご説明ありがとうございました。大田区は、ヘルプマークにしても、これにしても、すばらしい情報提供ができていると感心して拝見しました。

では、資料が回っているようですので、議題に入らせていただきます。一番最初に、「おおた障がい施策推進プランの進捗状況について」ということで、資料1に基づいてのご説明を事務局からお願いいたします。

○障害福祉課長 それでは、事務局から、おおた障がい施策推進プランの進捗状況報告書に基づきまして、ご説明を差し上げたいと思います。なお、本日、時間の関係もございまずので、細部にわたりましてご説明が難しいと思っております。特に、今回の第4期の障害福祉計画で重点となっております項目を中心にご説明を差し上げたいと思っております。ご了解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、こちらの資料をめぐっていただいて、5ページをご覧になっていただければと思います。今回の第4期の障がい施策推進プランの重点項目でございます差別の解消に関する取組の「【重点】合理的配慮の推進」に関する項目でございます。今回、左側のほうに27年度の実績、28年度取組状況につきまして、28年8月31日現在の状況を記載させていただいております。こちらのほうは、27年度、両副区長を本部長とし、各部長を本部長とします大田区障害者差別解消推進本部を立ち上げて、全庁的な取組を進めてきております。具体的には、その中で、現状把握・情報収集、また、区民、事業者、職員への周知のためのチラシの配布、あるいはホームページ等での情報配信を27年度行ってきております。また、27年度、大きなところでは、区職員に対しては、差別解消に対する対応が義務となるということもございまして、職員対応要領等を策定しました。また、相談体制の整備ということで、障害福祉課、地域福祉課、サポートセンターを中心とした相談体制を構築してきたところでございます。

28年度は、この実績を踏まえまして、現在も相談体制の整備ということで、障害福祉課を中心として、庁内関係者間の情報共有及び連携を図りながら、現在も各所属で起きた障がい者差別に関する相談等の情報を共有しているところでございます。また、周知・啓発の取組につきましては、今後、来年の2月ごろになるかと思うんですけれども、区民向けのチラシ、パンフレットのようなものを約3万部ほど作成いたしまして、区民の方にご配布する取組も現在準備を進めているところでございます。また、具体的な取組というところで「環境の整備に関すること」ということで、先ほどご説明しましたような筆談ボードの取組等を進めておりますし、後ほど議題にも上がってまいります障害者差別解消支援地

域協議会の早期実施に向けて、現在、庁内で準備を進めているところでございます。

資料を1枚めくっていただきまして、6ページになりますけれども、その真ん中の「障がい者差別解消のための啓発活動の推進」というところで、こちらのほうは27年度、小中学校の福祉教育の推進、また、地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の開催等をしてきておりまして、28年度もこういった取組を現在継続して取り組んでいるところでございます。こちらは第4期障害福祉計画の重点の1つの障がい者差別解消の推進に関する取組の実績部分の中間報告ということになります。

続きまして、すいません、ページが飛んで、15ページをお開きいただければと思います。こちらの中で、事業番号では26番になります。「【新規】【重点】地域生活支援拠点等の整備」ということで、事業目標としましては、「障がい者の高齢化、『親なき後』を見据えて地域での暮らしの安心感、親元からの自立を希望する者に対する支援のため、地域生活支援拠点等を整備する」ということで、これは第4期の今回の計画の中で、各自治体に1カ所は整備を義務づけられているものでございまして、現在、区では取組を進めてきているところでございます。

27年度はサポートセンターを中心とした面的体制整備の推進というところで、区内既存施設の機能拡充、具体的には下丸子通所施設、こちらは現在、法人からお名前が上がってきておりまして、「(仮称) Bステーション 凜」というお名前準備を進めております。また、この地域生活支援拠点等の整備の取組につきましては、厚生労働省の全国の中で9カ所のモデル事業に選定されまして、取組を進めてきております。また、自立支援協議会において地域ネットワークの構築、特に福祉人材の育成が非常に大きなポイントだということで、サポートセンターを中心に障がい福祉従事者人材育成事業(26研修)、学識経験者によるスーパーバイズ等を実施してきております。

28年度は、この取組を受けまして、現在、下丸子の通所施設につきましては、内装工事も進んでおりまして、29年4月の開所に向けて円滑に準備を進めております。新規の開所につきましては、今、20名程度を法人でも予定しているというお話を伺っております。また、区内既存施設の中の上池台障害者福祉会館は、特に区内で不足がちな生活介護事業、知的の部分20名拡充する取組、あと、ここには記載していませんが、現在、新蒲田福祉センターというところがあるのですが、それが志茂田小中学校に来年の4月に移転しまして、今、仮称ですけれども、志茂田福祉センターという名前で新しく再出発をさせていただきます。そちらでも就労継続B型事業の定員を5名ほど増やす準備を進めていると

ころでございます。また、自立支援協議会等と連携した地域ネットワークの構築の中で、特に地域資源等の把握の部分では、地域移行・地域生活支援部会で、インフォーマルも含めた地域資源の確認・活用方法等を皆様と活発に検討させていただいております。また、障がい者総合サポートセンターにおいて人材育成事業、スーパーバイズを継続実施しているところでございます。

最後に、重点のもう1つでございますサポートセンターの運営の部分につきましては、サポートセンター次長の関からご説明を申し上げたいと思います。

○障がい者総合サポートセンター次長 それでは、座って失礼させていただきます。資料の2ページと3ページになりますので、ご覧いただければと思います。重点事業「障がい者総合サポートセンターの運営・充実」について説明をさせていただきます。向かって左側は27年度実績、右側は28年度取組状況ということで、4月から8月までの5カ月間の数字ですので、対比していただきながらお聞きいただければと思います。

相談支援部門の充実についてです。延べ相談件数、27年度約1万件でございましたが、28年度現在4,200件になっております。特定相談支援事業における契約者数は、27年度も28年度も現在70名程度ということになっております。地域交流支援部門の充実ということでは、余暇支援・理解啓発事業で655人、今現在も365人の参加をいただいております。就労支援部門の充実では、昨年度平成27年度の実績で、就労定着支援登録者数約400名、394人という実績になっております。居住支援部門の充実では、機能訓練は定員15名でやらせていただいております。現在のところは16名。生活訓練は定員10名でやらせていただいておりますが、現在23名という形になっております。そのほか、オーダーメイド型福祉用具の製作ということで、産業との連携で新規の事業の取組の検討をし、今、準備を進めている最中になっております。

二期工事につきましては、基本設計を終えまして、今現在、実施設計に入っております。様々なところでご説明をさせていただいているとおりで、2階、3階が短期入所、緊急一時保護、4階、5階が学齢期の発達障がい児支援という事業の取組となっております。つい先週、11月3日、さぼーとびあスペシャル・デーを開催させていただきました。新井宿福祉園さんと一緒の日ということで、多くの方にご参加いただきまして、今年度は約700人の参加をいただいております。パラリンピックの高田千明選手のトークショーにも100名以上の方にご参加いただいております。また、聴覚障がいに対する支援体制の構築ということでは、今年度、タブレットによる窓口サービスの充実を、私どもさぼーとびあ

を中心に、障害福祉課、各地域福祉課で取組をしております。今現在、実績は7件ということになっております。

今後の取組ですが、運営を継続しながら、地域移行・地域定着支援の取組をさらに強化していきたいと思っております。現在の4期では、地域生活支援拠点の面的体制整備の推進としておりますけれども、平成30年度中に二期工事が完成しますことで、地域生活支援拠点多機能拠点型の整備を障害福祉課と一緒に推進していくという形になります。

私からは以上になります。

○石渡会長 ご説明ありがとうございました。重点課題をメインにご報告をいただきましたけれども、委員の皆様、今のご説明、あるいは資料を繰っていただいて、何かご質問、ご意見等がございましたらばお願いいたします。

○砂岡委員 ちょっと外れるかもしれませんが。先ほど差別の解消のところで、今年の7月に相模原で非常に痛ましい事件が起きていますね。あれは差別の極限状況だと思うんですが、ああいう事件について、区のほうで何か具体的な対応というか、指導とかされたのでしょうか。

○石渡会長 大田区としては何かございますか。

○障害福祉課長 本年7月26日に起きました津久井やまゆり園の事件につきましては、非常に痛ましい事件でございまして、大変大きな傷を残していると思っております。差別解消法の取組とは若干異なる部分もあるかもしれないのですが、あの事件が起きて、即、区立の各障がい者施設も含めまして、再度防犯に関する管理を徹底したところがございます。あと、今、大田区内に5カ所の警察もございますけれども、万が一の危機管理というところで、防犯の面では取組をしているところでございます。特に、偏った考えを持った方に対する支援は、すぐに効果的な対応があるわけではないと思っております。実は来週の月曜日にさぽーとぴあのほうで、大田区自立支援協議会会長の白井先生に講師になっていただきまして、区民向けの差別解消の研修会を行ったり、我々職員、事業者向けにも差別解消の取組、また、これから学校の皆さんと何か連携できないかと今事務局のほうで考えておりますので、いろんな多面的なチャンネルを使いながら、障がいのある方もない方も、ともに生きる共生社会ということが今1つの大きな施策の方向性でございまして、これをいろんな機会でお伝えしていきたいと考えておるところでございます。

○石渡会長 ありがとうございます。砂岡委員から大事なご指摘をいただきましたが、よろしいですか。

○川崎委員 今の事件について、ちょっと説明させていただきたいと思いますが、精神障害者家族会の川崎と申します。実は今回は知的障がい者の施設ということで、被害者のほうの問題は非常に大きく扱われておりますが、加害者が精神科病院に措置入院したということで、今、厚労省のほうでも措置入院のあり方が非常に検討されているのですが、どちらかという、また縛りの方向に行きまして、精神障がい者を野放しにするなど。精神障がい者も地域で暮らせるという方向がある中で、この事件によりまして、実は精神障がい者も外に出られないという相談を非常に受けておりまして、やはりそういう全体的なバランスを持った説明をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○石渡会長 川崎委員、ありがとうございます。実は私は神奈川県である事件の検証委員会の委員長をやっております、いろんな検討が行われていますが、今、川崎委員がおっしゃったように、この事件をきっかけに精神障がいの方への縛りが強化されたり、施設が閉鎖的になって、高い壁をつくったりしないように、これまで地域で暮らすというところを障がい分野では一生懸命やってきましたので、そういう逆の方向に行ってしまうのではなくて、これを機にたくさんの方々に考えていただければという流れが進む方向へということで、またいろいろお知恵をいただければと思いますが、川崎委員、大事なご指摘ありがとうございます。

○佐々木委員 育成会の佐々木です。差別解消法の件ですけれども、例えば、障がいを理由とする差別とか、合理的配慮がないということで、行政関係もそうですが、一般の事業者とかの関係で、具体的な内容はなかなか難しいと思うんですけれども、実際通報などはどのくらいあったのでしょうか。

もう1つ、地域生活支援拠点のところ、29ページにも具体的な記載がかなりされているのですが、厚生労働省が言っている内容の中で、1つ加えていただきたいなというのがあります。「今後の取組み」で6つほど書いてあるのですけれども、地域の体制づくりの中で、自立支援協議会や相談支援事業所連絡会等の実施と書いてあるのですが、ここにコーディネート機能を設けて、多分これで入っていることになっているのですけれども、実際には、やはりコーディネーターがいなくなかなか生活できていかないという方もいらっしゃると思うので、入れていただきたいということと、③の体験の機会というところで、ここに日中活動のことが幾つか書いてあるのですけれども、地域生活支援拠点の場合、日中活動のことよりは、どちらかという生活の場ということに重点に置かれているのではないかと思います、その中の宿泊型自立訓練施設等との連携という、この宿泊型

自立訓練施設というのは、法律的には、大田区には通勤寮しかないのですが、企業に勤めている方でないと入れないというところでは、今後このところをどんなふうと考えていられるのかなど。この2点をお聞かせいただければと思います。

○石渡会長 では、事務局、まずは差別解消法の相談件数。

○障害福祉課長 それでは、1点目でございますけれども、今、区内部でも中間集計をしている段階でございます。最終確定数ではないのですけれども、今現在、4月から8月ぐらいまでの障害福祉課が把握している中でいえば、16件ほど相談がございました。あと、全体的に庁内のほうは今最終確認中でございますので、これにつきましては、後ほど議題に上げさせていただきます差別解消支援地域協議会の中でご検討いただければと思っております。状況としては、そういう状況でございます。

2点目の地域生活支援拠点の整備の宿泊型自立訓練、ここは「等」となっているのですけれども、グループホームを短期体験していただくようなこともサービスの給付の中でできる形になっておりまして、具体的には、幸陽会さんのほうでも第三、第四幸陽ホームを立ち上げになったときに、そういったものの事業展開をされていくというお話等もございますので、地域でお暮らしになっていく場合には、今のご家庭からいきなり例えば施設だったりグループホームだったりということは、体験しないと見通しが持ちにくい部分もございますので、そういった面を含めて、連携強化しながら取組を進めていきたいと思っております。

あと、コーディネートにつきまして、まさにご指摘のご意見の部分でございますので、これについては十分踏まえて、自立支援協議会の中でもそういったご議論は非常に活発でございますので、人材育成なりもひっくるめて、そこは大切にしながら取組を進めていきたいと思っております。

○石渡会長 ありがとうございます。佐々木委員、今のご説明に関して何かございますか。

○佐々木委員 よろしく申し上げます。

○石渡会長 ありがとうございます。ほかに何かお気づきの委員の方。

○川崎委員 家族会の川崎です。今の暮らしの場の確保というところでの地域生活と申しますか、地域移行支援ということですが、どうしても施設と申しますと、やはり区の施設、もちろん大田区ですから、そうだと思うんですが、私ども精神障がい者の地域移行は、病院からの地域移行ということが国のほうでもちゃんと出ておりまして、病院からの



地域移行で、現在、精神障がい者はどこに移行しているかといいますと、家庭なのです。ほとんどが家庭で、家族が支援しているという状態で、なかなかグループホームもできない中で、今の制度ではこれしかないかなというところですが、親なき後を考えますと、一体その人たちがどのように支援できるかということで、今、私どもがお願いしたいのは、地域移行への多職種チームをぜひとも大田区で立ち上げていただいて、これは精神だけではないと思います。重心の方も家族が見ていますし、高齢の方も家族が見ていますし、非常に悲しい事件がここのところ続いておりまして、なかなか相談する場所もないし、打つ手がないから死ぬしかないという家族の声も聞こえておりまして、そういうところのいわゆる訪問支援ですけれども、拠点の中のどこかに家族支援、家庭支援ということ、インフォーマルなことも含めてとおっしゃっていただきましたので、それをしていただくことによって、家族も当事者も非常に安心するのではないかなと思っておりますので、ちょっとお考えいただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○石渡会長 川崎委員から大事なご指摘をいただきましたが、今のご提案について、事務局のほうで何かお答えいただけるようなことがございますか。

○障害福祉課長 それでは事務局から。この間、私もいろんなところでいろんなお話を聞く中で、かなり厳しい状況もあるとお伺いしております。地域で支えていく際には、もちろんフォーマルな部分も当然図っていかなければいけないのですが、先ほど川崎委員からもございましたように、インフォーマルの力も含めて、どうサポートしていくかというところは非常に大きな部分だと思っております。こういった視点は、特に来年度、我々は第5期障害福祉計画等の策定にも当たってまいりますし、国の中でも、今回、平成30年度の法改正に向けて、自立生活援助といった新しい個別給付の概念等も出てきておりますので、そういった兼ね合いも含めながら、我々としては引き続き検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○石渡会長 ありがとうございます。そういうあたりを図の中に見えるような形で、さらに盛り込んでいただけるとありがたいかなと思いました。

ほかに何かお気づきのことはございますか。それでは、また何かございましたらば、この後、議題を進めていく中でご意見をいただいてもよろしいかと思っております。

2番目に、「大田区障がい者実態調査の実施について」ということで議題を準備していただいておりますので、資料2・3・4・5に基づいてのご説明を事務局からお願いいたします。

○障害福祉課長 資料2をご覧になっていただければと思います。こちらの資料2を中心にご説明を申し上げたいと思います。現在、第4期障害福祉計画に基づいて運営しているところでございますが、29年度が最終年ということもございまして、来年度、主にこちらの会議体等を通じて、新しい平成30年度から32年度までの第5期障害福祉計画を含む施策推進プランを策定していくこととなります。その策定に向けまして、今年度、基礎材料となります実態調査の準備を現在進めているところでございます。

今回の調査の中身で特に変わってまいりますのは、1つは、「調査の目的」の上から3行目をご覧になっていただければと思うんですが、今回、平成25年度に施行されております障害者総合支援法の3年後の見直しの中で、国会の中で法案審議が通りまして、新しく1つ、児童福祉法の改正に伴いまして、障害児福祉計画を法定計画として策定する義務が生じております。ですので、次期の計画につきましては、今までございました障害者計画、障害福祉計画、あわせまして第1期障害児福祉計画を含めての法定計画を策定することとなります。それと、大田区においては、法定計画ではないのですが、発達障がい児・者の方の支援計画、こちらは平成26年度から29年度までの計画期間で現在動かしておりますけれども、ちょうどこちらの計画も29年度末で終了となりますので、今、我々としましては、新しくつくる計画の際には、先ほど申し上げた法定の3本の計画と発達障がい児・者支援計画の内容を含めたプランとして、現在、策定の準備をしていきたいと考えております。ですので、それに合わせた形での調査ということで、現在準備をしているところでございます。

「調査の概要」に移らせていただきますけれども、実施スケジュールといたしましては、平成28年11月末から12月末までを予定といたしまして、現在準備を進めているところでございます。

調査方法としましては、対象の方に対しまして郵送による発送・回収とさせていただきますのでございます。

調査対象者・調査件数・調査内容でございますけれども、対象の方につきましては、合計で6,200件を予定してございます。ちなみに、前回の計画では約5,000件でございますので、発送件数としては1,200件ほど増加をしてございます。内訳でございますが、18歳以上の方を対象としました調査としまして4,500件、18歳未満の方を対象といたしました調査として1,500件、あと障がい福祉サービス等を担っていただいております事業者の方を対象とした調査ということで200件、合計6,200件を予定してございます。

調査の内容につきましては、日ごろの生活状況や障がい福祉サービス等の利用状況・意向、サービス提供状況等について調査を行います。その際には、前回調査をもとに、必要な見直しを加えた上で、現在、3種類の調査票の準備を進めているところでございます。

調査内容の変更点につきましては、裏に項目案と一緒に記載をさせていただいております。18歳以上の方につきましては45問、18歳未満の方につきましては46問という調査項目でございます。備考欄に「新規」と書いてございますのは前回なかった調査項目でございます。特に差別解消法が施行されたことも受けまして、権利擁護の部分については新規項目が多くなってございます。また、前回調査のときにはまださぼーとぴあの運営を開始しておりませんでしたので、さぼーとぴあの認知度等も記載をさせていただいております。

それぞれの細かい調査の中身につきましては、資料3から5におつけしてございます。設問項目につきましては、前回の項目よりも若干増えてはおりますが、今回は特に選択肢の部分が、非常に項目が多くて選びにくかった、また見るのに負担があったというご意見もございました。できるだけ幅広い声をお聞きしたいので、調査項目につきましては増やさせていただいておりますけれども、選択肢につきましては、皆様がお答えしやすいスリムな形で今準備を進めておりますので、総ページとしましては、今回はたしか18ページぐらいあったのが、今回は12ページぐらいでおさまっている形で、できるだけ簡易にお書きできて、皆様の声が集まるような工夫は現在事務局のほうでもしているところでございます。

最後になりますけれども、調査対象で今回1つのポイントといたしましては、発達障がい児・者、特に大人の方の部分をどうやって拾うかというところが事務局のほうでも非常に難儀をしたところでございまして、今回、区でこれをやってみようと思っておりますのは、自立支援医療の受給者証をお持ちなのですけれども、精神障害者保健福祉手帳をお持ちになっていない方を1つのターゲット層と捉えまして、対象のイメージからしますと、もしかすると、この中には、手帳をお持ちになっていない、いわゆる発達障がい者の方も含まれているのではないかとこのところ、者のほうにつきましては、その辺のところも少し手厚くして、今回調査に加えてございます。児のほうにつきましては、逆に、通所受給者証の所持者の中で、一定程度こういった方が既にいらっしゃるということもこちらで把握してございますので、そちらの方も対象にしながら、児・者の部分についてもご意向を伺うような形で、今回準備を進めているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○石渡会長 ありがとうございます。実態調査の進め方についてご説明をいただきましたが、何かご質問、ご意見がおありの委員の方、お願いいたします。

○佐々木委員 まず18歳未満のほうですが、8ページの問31で、「あなたが差別をされたと感じたのは、どのような場所や場面においてですか」というところで、2に「職場」とあるのですけれども、これは保護者の方が感じたということでもよろしいのでしょうか。

それと、戻りますが、5ページに『障害福祉サービス等』とは主に、次のようなものです」と書いてあるのですけれども、これは子どもが使えるサービスもいっぱい書いてあるので、子どもだけのものを書いたほうがよいのではないかなど。学齢期の方たちの保護者の方は、成人になってから使えるサービスの名前とか、こういう正式な名前は多分ご存じないのですね。そうすると、これを見ただけでよくわからなくなってしまう可能性もあるので、子どもが使えるサービスだけ入れていただいたほうがいいかなどということ。

それから、最後の12ページですけれども、問45の8と14は同じ文言なので、これはどちらかにしていただきたいということです。これは18歳以上のほうも同じで、こちらは問44ですけれども、8と14は同じ選択肢になっているので。

それだけです。すいません。お願いします。

○石渡会長 細部にまで大事なご指摘をいただきましたので、これは今のご意見を調査票に反映するというを事務局のほうで整理していただくということでもよろしいでしょうか。

○障害福祉課長 貴重なご意見ありがとうございます。事務局のほうで至急整理をさせていただきます。

○石渡会長 大人のサービスも入っているみたいなことは見過ごしていたりしますが、ありがとうございます。

ほかに。

○高橋（克）委員 公募区民の高橋克己です。よろしくお願いいたします。

質問ですけれども、今回は調査件数6,200件で、無作為抽出ということですが、調査母数はどれぐらいあるのかということを知りたいのが1つ。

あとは調査内容が項目として多いような気がして、そうすると、対象者がこれだけのことに回答するというのは、体調がいい状態でないと答えられないという前提に立てば、状態の悪い人がアンケートに答えず、いい人が答えるというような情報の偏りがある可能性

がある。反面、不満とか、いろんな生活において言いたいことがある人がアンケートに答えるという観点に立てば、過度に問題が大きく捉えられるというような偏りが見られる可能性もありますけれども、その辺についてはどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○石渡会長 高橋委員、ありがとうございました。調査の実施に関するいろいろな課題をご指摘いただきましたが、まず調査の母数ということです。

○障害福祉課長 それでは、調査母数についてご説明を申し上げます。まず、18歳以上の方を対象にした調査の母数につきましては、約37,000件のうちからの無作為抽出でございます。18歳未満の方を対象とした調査の対象母数としましては、約1,700件でございます。事業所の対象者数につきましては、約230件という母数でございます。母数のご説明は以上でございます。

設問項目が多くてご負担だというお話も確かにあるのも承知をしております。我々としても、先ほどご説明でも申し上げましたように、3年に一度の機会で、何をお感じになっているかということに関しては、できるだけ幅広くお聞き取りできればというところで、確かに設問数は多くなっている部分はあるのですけれども、そういった趣旨でと考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、前回ですと設問の選択肢も、かなり読み込まないとお答えできない項目もかなりございましたので、その部分に関しては、簡略にできるような形で工夫等はさせていただいているところでございます。我々としては、できればそういった形で今回は取組をさせていただけないかと考えているところでございます。

○石渡会長 ありがとうございます。ご説明をいただきましたが、高橋委員、よろしいですか。

○高橋（克）委員 はい、わかりました。

○石渡会長 すいません、今の高橋委員のご質問と関連するのですけれども、回収率はこれまでどれくらいになっているのか。ざっとで結構ですが。

○障害福祉課長 回収率でございます。前回の回収結果でございますけれども、カテゴリーが今回のものと若干違いますので、一概には申し上げにくいのですが、一番高かったのは、前は身体障がい者の方で、51%でございます。逆に一番回収率が低かったのは、障がい者の中で、前回、知的・身体と分けていたのですけれども、知的障がい児の方で、35%というところございました。あと、事業者につきましては、57%の回収率でございます。

ました。

○石渡会長 ありがとうございます。その回収率の違いに何か理由があるのであれば、先ほど高橋委員がおっしゃった体調のよしあしみたいなどころだと、精神障がいの方への影響などが大きいかなみたいなことも感じましたけれども、なるべく回収率を高められるような工夫をお願いできればと思います。

ほかに何かお気づきの委員の方はいらっしゃいますか。

○砂岡委員 これは完全無記名でとられるのですか。返信用の封筒にも何も書かないということですか。

○障害福祉課長 無記名でございます。

○砂岡委員 そうすると、最後に区の施策についてのご意見を自由にとありますね。これは回答者により書きっ放しと。よくこういうときに、返事が欲しい場合には名前を書いてくださいというアンケートのとり方があるのですけれども、そういうことはお考えになっていないのですか。かなり貴重な意見が来たときに、対応したほうが良いような感じもするのですが、いかがなものでしょうか。

○石渡会長 砂岡委員、ありがとうございます。そういうやり方については、ご検討とかされたことはございますか。

○高橋（勝）委員 すいません、今の意見に関して。実は東京都でもこの委員を務めた経験から、問題提起とか課題について、東京都は5年に一遍だと思わんですけれども、私が意見を言ったのは、その大事なことが実際に行われたかどうかという検証がなされないのです。ですから、前回やったそれも、本来はこの場でどういうふうに変ったか。こういう設問があって、こういう重要案件の問題提起があったとか、そういう場合、3年たってこういうふうに解消したとか、そういう意見がないと、我々はアンケートを出しっ放しで、これをもらいっ放しで、その検証がなされていないというのが欠点なのです。これは東京都もそうです。今、砂岡委員が言われたことと関連して、ぜひその辺をご検討いただきたいと思っています。

○石渡会長 大事なご指摘をありがとうございます。パブリックコメントなどですと、その意見に対してどういう対応をしたかというのを明確に示しますよね。ですから、もし今回、そういうご意見とかご要望があったものについて何か整理ができるのであれば、そういう整理をするみたいなことも考えていただければと、今お二人のご意見を聞いていたりしました。そういうことが可能であればというふうにも思いますけれども、できた

らお願いをいたします。

ほかに調査との関連で何かお気づきの委員の方はいらっしゃいますか。それでは、また何かお気づきでしたら後でまとめてご指摘をいただいてということでもよろしいかと思えますので、お願いいたします。

3番目に進んでよろしいでしょうか。では、「大田区障がい者差別解消支援地域協議会の開催について」ということで、資料6に基づいてのご説明をお願いしたいと思います。

○障害福祉課長 それでは、資料6に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

「平成28年度大田区障がい者差別解消支援地域協議会の開催について」でございます。こちらの会議体の「設置目的」のところ、特に2つ目の丸でございますけれども、「地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークを構築する」と。まさにこの部分でございます。また、差別解消支援地域協議会につきましては、各自治体で任意設置ということになっているのですが、大田区におきましては、こちらのほうを強力に取組をしていきたいということで、現在、28年度中の設置に向けて、この目的を達成するために立ち上げをしたいと考えております。

基本的な役割としましては、障がい者差別の解消に係る事例共有や、障がい特性及び障がい者への理解を促進するための普及啓発の取組を中心に考えてございます。特に、差別に係る事例の部分につきましては、障がいをお持ちの方が広く日常の社会生活をお過ごしになっている中で、様々な場面で差別が起こり得る可能性が高いというところもございまして、また、その差別を感じた障がいをお持ちの方が、どこにそういったお悩み事をお伝えすればいいかというところも難しい部分も正直あるかと思っております。ですので、出てくる事例、あるいはご本人たちにここに行けばいいんだよという関係者間のネットワークをつないで、常に適切に対応できる仕組みをつくってまいりたいというところで、現在こちらのほうの準備を進めております。

設置方法でございますが、これは様々な立ち上げの方法があるのですが、大田区におきましては、地域、教育、医療等を含めまして、まさに地域の多様な方がご参画をしていただいております。大田区障がい者施策推進会議を活用させていただいて、大田区障がい者差別解消支援地域協議会を開催させていただけないかというご提案でございます。大田区障がい者差別解消支援地域協議会の委員の皆様は、現在皆様にご参画していただいております。大田区障がい者施策推進会議の皆様で構成をしていただいて、会議体を立ち上げ

ていきたいと28年度は考えているところでございます。

また、この設置方法等の中で、丸の3点目でございますけれども、次年度以降、現在も既に障がい者団体の皆様等にはご参画をいただいているところではございますが、例えば障がい当事者の方であったり、あるいは相談事例の中でも、特に働くことに関しての相談みたいなものも正直あったりもしますので、例えば、いわゆる雇用就労の機関等との連携の中で委員構成を見直していくことも含めまして検討できればと思っております。

こちらの会議体と差別解消支援地域協議会が一体的に運営できることで、特に差別にかかわった問題等も含めて、例えば施策の中でどう取り組んでいくかということの有機的に連携できるのではないかという観点から、こちらを運営させていただけないかというところでございます。

今年度は、もしこのことを皆様のほうでご了承いただけるような状況であれば、次回第3回施策推進会議と同一の日に、時間等をきちんと整理させていただいた上で、その中で運営をさせていただけないかというご提案でございます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○石渡会長 ご説明ありがとうございました。差別解消法に基づいての支援地域協議会というのは、自治体の任意、努力義務的なもので、必ず設置しなくてはならないというものではないと法律ではなっていますが、大田区としては、施策推進会議の皆さんに差別解消支援地域協議会の構成メンバーになっていただいてという形で進めていきたい、皆様のご了解がいただければ、回りの推進会議の終了後に差別解消支援地域協議会を開催するという方法をとりたいというご提案ですけれども、委員の皆様、ご意見がございましたらば、ご質問も含めてお願いいたします。

○川崎委員 障がい当事者等を次年度から委員に公募ということですが、例えば知的とか精神障がい者は、公募で手を挙げるということはちょっと難しいかと思うんですね。それで、今回いろいろと制度ができていの中で、我々抜きに決めるなということが障害者権利条約で言われておりますように、やはり3障がい、ちゃんと入れていただきたいなと思うんですが、その場合に、知的の方にはやはり支援者が必要でありますし、精神の方は、当日、それこそ体調を崩したりして出られないこともありますので、ちゃんと3障がいが出られるような工夫とか体制づくりをしていただければいいかなと思っております。

○佐々木委員 障がい当事者を入れていただくことを検討していただいて、ありがたいと



思っています。実は東京都では、区市町村に先駆けて知的障がい者も支援協議会や施策推進協に入れていただいているところですが、事前の資料が難しく読み込めなかったりとか、当日、司会の先生はわかりやすく説明してくださっても、たくさんの委員の方の意見が理解できなかったりということで、やはり支援者が必要になってきています。現在、国の制度では、視覚障がい者にはガイドヘルパーさん、聴覚の方には手話通訳が必ずつくところですが、東京都の会議においても、知的障がい者への支援は全くボランティアで行っているという状況で、そういったご配慮をいただければということと、あと障がい当事者の場合、特に知的は働いている方でないと自分の意見が言える方はなかなかいないのですけれども、雇用形態もいろいろで、平日の昼間ですとお仕事を休んでこななければいけないような状況もあるので、そのあたりも、例えば、ちょうどこの建物の中に就労支援センターがあって、金曜日の夕方からたまり場事業もやってくださっているの、そういうところを活用して広く意見を聞くということなども含めて考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○石渡会長 川崎委員、佐々木委員から、また大事なご指摘をいただきました。私の地元は横浜なのですが、横浜でも、この差別解消に関しては、私はよく紹介をさせていただくのですけれども、知的の方、精神の方に対する支援をものすごく頑張っている事務局がやってくれていて、だからこそ、知的の方、精神の方でないと聞けないご意見が確実に出てきている。横浜の場合ですと、会議の場だけではなくて、事前、事後に事務局の方が、その方のグループホームだとか仕事が終わった後の職場などへ出向いて行って、打ち合わせとか、次回についての準備や終わった後の振り返りをやるみたいな、すごく丁寧にやってくださってたりしまして、そのあたりは、当事者の方に参加していただくのであれば、形式的ではなく、意見を引き出せるような確実な支援をやっていかないと、形式的にメンバーに入っていますというような形では意味がないと思いますので、またそのあたりは、もしいろいろご検討するのであれば、じっくりやれる体制をつくっていただきたいと私も思いました。

今の時点で、佐々木委員や川崎委員から出たご意見について、事務局のほうで何か準備していただいているようなことがあればお教えいただけますでしょうか。

○障害福祉課長 貴重なご意見ありがとうございます。まさに今こういったご意見をいただいた上で具体的な検討をしたいと思っております。委員の出し方、あるいは運営の仕方を含めて、私のつたない経験ですが、知的障がい者の通所施設等に勤務させていただ

ておりましたので、どうやってお声を拾うかということは非常に大きなテーマだと思っております。今いただいた意見等も含めながら、この会議が形式の会議にならずに、きちんとご意見が伝えられるものにしていきたいと思っておりますので、会長からもお話がありましたように、逆に横浜の先進的な取組の中身等も我々はまた教えていただきながら、この中身の構築を図っていきたいと思います。事務局の段階では今そういった内容でありませけれども、ご説明は以上になります。

○石渡会長 ありがとうございます。ほかに差別解消支援地域協議会について、何かご意見、ご提案をいただける委員の方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

宮田委員は、ご自分の会の方というのはなかなか主張が難しいという典型みたいに言ったら失礼なのですが、それだけにいろいろ思いなどがおありかと思うんですが、何かございましたらぜひ。

○宮田委員 重症心身障害児（者）を守る会の宮田と申します。いろいろとお話を聞かせていただいて、私どもの会では、障がいが重くて寝たきりの方、言葉がない方、意思疎通の難しい方がやっぱりおられます。そういう方たちの声を聞くのは、やはりそばにいる支援者、実際は家族になるのですけれども、例えばこういう公募があっても、なかなか応募しづらい。出てきても、本人の気持ちをくみ取るのが非常に難しいということで、なかなか出てこられないというか、最初から諦めの境地もあります。でも、それぞれのご家庭で親御さんの思いというのはありますので、ここに出てこなくても、そういう声が届けられるといいなと私自身は思っております。ただ、それはなかなか難しいことで、私どもの会でも、私が聞き取りに行ってもなかなか拾い上げてくることができないので、そういう地下深くに眠っている重い障がいの方たちのことも、ぜひ皆さんの気持ちの中で、いるんだよということだけは覚えていてほしい。そして、そういう声が少しでも上がったら耳を傾けていただきたいと思っております。言える方だけの意見だけではなく、発信できない方たちがいるということを皆さんの中でしっかりと刻んでいただきたいと思っております。

私もできるだけ会員の声には耳を傾けておりますが、本当に聞こえにくい。でも、見ていると本当によくわかるのは、例えば、昨日、実習所でお祭りがありました。そのときに、大田区の中で、東京都の重症心身障がい児施設を活用して通所しているのはそこだけなのですね。私どもはいろんな園祭に行きまして、いろんな障がいの方とお会いしてきました。もちろん、自分で車椅子を動かす方、動いている方、お話しできる方はいっぱい

らっしゃるのですけれども、そういう重心の方とは実習所でしかお会いしないのですよ。あと、大田区では城南分園がございますけれども、都立の施設でそういう方たちとかかわることは恐らく皆さんほとんどないかと思imasので、そういう人たちを目にしたときに、この子たち、この人たちがいろいろなことを考えている、思っていることがあるというのをぜひお感じになっていただきたいと思imas。大変難しいことかと思imasけれども、よろしくお願いたしたいと思imas。

○石渡会長 大事なご意見をありがとうございます。今の宮田委員の声とか、その前に佐々木委員がおっしゃってくださったように、協議会という場だけではなくて、先ほどのたまり場のようなところとか、そういう出向いていってのアウトリーチというような言葉も精神の分野なんかでよく使いますけれども、そういう声をどうきちんと受け止めて、こういう協議会などの場に反映させられるかみたいなことが具体化できるといいかなということ、今ご意見を聞いていて思ったりもしました。

○谷村委員 田園調布P T A、谷村でございます。今のお話に関しまして、都立学校では、学校ごとにアンケートのようなものを毎年とっておりまして、保護者のアンケートと、どちらかという意見が言える生徒を集めて、面談形式でほとんどの学校がとっております。私もちょっとそれのお手伝いをさせていただいているのですが、生徒が実際に自分が受けたとを感じるような、生の、これは差別ではないかという本人にとっての率直な意見等も結構上がって、学校のほうには資料等もございます、守秘義務の関係で、私のほうからこれですということは、こちらでは申し上げられないので。でも、それは、例えば通学途中のことであつたり、自分が余暇活動で出かけた先のことであつたり、差別に関しましては、ほぼ学校内というか、外で起こることなので、居住区に関する重要なお話もあるかなと思imasので、区のほうから学校長のほうにお声かけいただいて、本人に差しさわりのない程度で、そういった生の意見も、本当にコンスタントにきちんと毎年とっておりますから、そちらは東京都の教育庁のほうには上がっているのですが、大きなことから本当に小さな、電車の中でこうだったとか、そのようなことまで全部記録は残っております。そういったことの協力みたいなことを言っていただければ、多分快く受け入れてくれると思imasので、1つご提案させていただきました。ありがとうございます。

○石渡会長 ありがとうございます。今の生徒さんにそういうアンケートをとるのは、中高生ぐらいの学年の方にやっているのでしょうかね。

○谷村委員 はい。私が実際に携わったのは、今は高等部単独校なので、もちろん高校生

ですが、小中高があった学校でも、どちらかといいますと高等部の生徒、または中学3年生ぐらいを呼んで、放課後、話しやすい環境にして、地域の方に入っていたり、やはり先生がいらっしゃると緊張して話せないというか、先生のことと言ったら変ですけども、本人が感じることもあるといけないので、なるべく第三者的な私ですとかが入って、座談会形式で聞いたりとか、そういったことを学校ごとに工夫して行っております。

○石渡会長 ありがとうございます。学校でもいろんな工夫をしながら、声をきちんと受け止めていらっしゃるのだなというのがお聞きできましたので、地域にはいろいろそういう情報があるのだということを、行政としてどうきちんと収集して整理するかみたいなことがまた大事になってくるのかというふうにも思いました。ありがとうございます。

あと、道音委員、視覚障がいに関連では、青山ですとか大阪で線路に落ちて亡くなったみたいなことが今すごく話題になっていて、そういうときの近くの方の支援のあり方だとか、そのあたりのことがすごく大きな問題になっているかと思うんですが、そんなこととの関連とかで、道音委員のお立場から何かお考えのこととかあったらお願いしたいと思えます。

○道音委員 上部団体では、ホーム柵をつけるとか、その活動はいろいろやっております。私たちのところは、視覚障がい者が歩くということになると、基本的にはルールを持っているわけですね。我々は、果たしてルールどおり、ちゃんと歩いているのかという見方をしております、もちろん、ホームが危険な状態になっているということについては、いろいろ修正をお願いするという立場ではあるのですが、実際に今まで過去いろいろあるのですが、酷な言い方をすると大変申しわけないのですが、何件か前は酒を飲んで歩いたとか。実際の理由ですよ。それを把握してきたのですが、最近の2つのことはまだよくわかりませんが、あれもホームを犬が反対を歩いているような言い方になっていますけれども、あれは必ず外側を犬が歩く。盲導犬を扱う人にはそういうふうに指導されているはずですが、あれが反対を歩いていたというのは、勘違いだったのかもしれないんですが、そのようなことで、まず基本的に、実際に障がい者としてやるべきことがちゃんとやれているのかという観点で我々は物を見ていこうということでやっているのです。もちろん、外に対してはホーム柵をつけてくださいということを行っていますけれども、現実の会の中ではそんな話で進んでいるということです。差別解消法については、自分たちが何をやらなければいけないのかというところから基本的に物を考えていこうと。そういうふうに指導していると言ったらおこがましいのですが、そういう話し合いをして

おります。

○石渡会長 ありがとうございます。やっぱりそれぞれのお立場で、本当にいろんな動き方をしているのだからということを、今、道音委員のお話を聞いて改めて感じさせられました。

ほかに差別解消法の支援地域協議会関連では、何かご意見とかご質問がおありの委員の方はいらっしゃいますか。

それでは、今、事務局から、差別解消支援地域協議会を推進会議のメンバーが兼任する形で持ちたいというご提案をいただきました。そして、実施するとしたら、次回の推進会議の後に協議会という形で持ちたいということですが、この形で協議会を設置していただくということに賛同していただくということによろしいでしょうか。この後の進め方については、当事者の委員の方等については、どういうふうな選出をするかも含めて、その分野にお詳しい委員の方々にいろいろご相談をいただいているということで、それでは、本日の会議の場では、差別解消支援地域協議会を推進会議と一緒に行って、メンバーは兼任をするということをご了解いただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○石渡会長 どうもありがとうございます。

さっきから地震ですかね。

○障がい者総合サポートセンター次長 揺れとか振動で本当にびっくりな感じかと思うんですが、冒頭申し上げればよかったのですけれども、お隣の解体工事が進んでおりまして、いよいよ躯体部分の取り壊しになってくるかと思うので、このような振動になっていきます。年末年始あたりにかけて、こちらをご利用いただくときには、しばらくこんな感じで、振動とか揺れとか感じるかと思うんですが、工事のせいということで、ご承知おきいただければと思います。申しわけございません。

○石渡会長 それで不安は解消いたしました。あれ、何だろうと思ったのですが、そういうところまで推測ができませんで、すいません。工事ですね。ありがとうございます。

ということで、ちょっとドキッとしたりもいたしましたが、今、差別解消支援地域協議会について結論が出ましたので、本日の議題については大体整理ができたということになりますが、予定の時間からしますとまだ余裕もございますし、今までの議題との関連その他、特に議題にとらわれなくても、何かお気づきのこととか、この場でというのがあれば、まず、佐々木委員からお願いできますか。

○佐々木委員 何度もすいません。障害福祉計画のほうですけれども、今回からP D C A サイクルを取り入れるということでお聞きしているところですが、例えば30ページですが、28年度の見込みと28年度実績見込みが、見込みに対して大幅に増えているものもあって、29年度の見込みを超えてしまっているものも何件かあります。例えば、就労継続支援のA型とか、グループホームとか、児童発達支援とか、今年度の実績見込みが来年度を超えているものがありますよね。このあたりは、29年度の数値を見直しというのも今回の障害福祉計画はありなのではないかなと思っていたのですが、これに関してはどのようにお考えなのかということ。

あと、44ページの地域生活支援事業のほうも、要約筆記派遣事業とか、日常生活用具給付等事業とか、もう既に来年度の見込みを今年度の実績見込みが超えてしまっているものも幾つかあるので、このあたりは見直されていくのか。多分これは予算ともかかわってこられることなのかなと思うので、今年度中にある程度。今年度中というか、見直しておかないと来年度大丈夫なのでしょうかと心配になってしまうのですけれども、いかがでしょうか。

○障害福祉課長 まず、今、実態の部分では、確かに見込み量を既に上回っていたりするところも正直ございます。この部分については、今の実績をベースにしながら、予算のところでは既に来年度に向けて、今、庁内でも検討しているところでございますので、この計画を超えてしまったから、もうないよということでもないですしということですが。ただ、皆様にお見せする形の中で、実態と見込み量が食い違ってきている部分も正直ございますので、ここの部分は、どういうお伝えの仕方がいいか、ちょっとお預かりをさせていただければと思います。少なくとも超えている部分に関しては、超えたからなくなるとかということではございませんので、そこの部分につきましてはご安心をいただければと思います。

○石渡会長 今、佐々木委員がおっしゃってくださった就労Aとか放課後デイなどもそうかと思うんですけれども、民間企業が参入しやすいサービスが本当にすごい勢いで増えているなという気がして、民間企業が参入してきていることについて、行政として把握しているようなこととか、あと放課後デイなどについては、連絡会議などを持って、大田区は行政がかなり指導的なこともやっていたらと聞いているのですが、そのあたりをご説明いただけるとありがたいと思うんです。

○障害福祉課長 今、会長からもお話がございましたように、就労継続支援A型等、特に

民間事業者等も参入してきているという状況は確かにございます。今、こちらにつきまして、指定権限そのものは東京都ということにはなるのですけれども、区内にある事業者ということもございますので、特に就労系の施設等につきましても、私も含めて見に行くようにはしております。ですので、そういった形で実態把握も進めておりますし、また、今後、そういった多様な主体が出てきておりますので、例えば、そういった主体とどうネットワークをつくってつながっていくかという部分に関しても、1つ大きな課題かなと認識しているところでございます。児童のほうにつきましても、発達支援担当課長が来ておりますので、説明申し上げます。

○発達支援担当課長 では、児童のほうについて私からご説明させていただきます。放課後等デイサービスとか児童発達支援も確かに増えております。先ほど課長からもあったように、認可をする権限は東京都にあるのですけれども、事前に大田区の障害福祉課にも話があります。そこでご相談させていただくというのが1つあります。それから、東京都の認可で、実際に部屋とか場所を見に行き行って検分するのですけれども、その際にも大田区としては一緒に同行させていただいて、どのようになっているかというのを見せていただきます。あとは東京都の指導検査があつたりとかも同行させていただくこともございますし、大田区からも独自に見に行き行って、放課後等デイサービスのガイドラインがございましたけれども、それに基づいてある程度チェックを入れさせていただくというのもございます。

あと、児童発達支援に関しましては、ネットワーク会議というのがありまして、年間4回開催予定でございます。今まで1回やっておりますけれども、11月4日には自立支援協議会のこども部会と合同で研修会を行いました。ということで、サービスの質を向上させるということも今後やっていきたいと思っております。そういう意味では、研修会と指導というところで、できるだけサービスの質が落ちないように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○石渡会長 ありがとうございます。サービスの質というあたりもとても気になりまして、放課後デイなどでも、かなり厳しい虐待が起こったみたいな話なども地域によっては聞いたりしているのですけれども、資料1の6ページの下あたりに虐待防止センターの報告がありますが、虐待認定された5件というのはどんなものだったのか、もし差し支えがなければご紹介をいただければと思うのと、本当に自治体によって虐待防止センターの

動き方が違うなど。大田区はとてもスムーズに動いているように私は感じているのですが、通報があってからセンターが確認とか調査に行くまでは何時間以内とか、そういう取り決めみたいなのを大田区ではやっていらっしゃるのでしょうか。

○障がい者総合サポートセンター次長 虐待防止センターの状況ということでご質問いただきました。認定の5件について、ここでの会議の情報ということで、施設からの通報ですとか、あとは児童も昨年度は1件ありました。放課後等デイサービス事業所なんですけれども。具体的に申し上げますと、福祉施設は2件、養護者からは3件という形の内訳になっております。

対応の時間的な流れですが、通報がありますと、まずすぐ所内で会議を開きます。その後、この案件を虐待として対応する案件とするかしないかという判断を得て、虐待として対応するということになると、コア会議ということで、私どもの部署以外にも関係する部署を呼んで開催させていただくということで、そこまでの流れですが、数日のうちにやらせていただくという形になっております。その後、実態調査等が必要になってきますと、数週間のうちにという感じで、個別の案件自体、緊急性がないとなったりすればまた別ですが、一般的にはそんな流れで対応しております。

○石渡会長 実態調査に行くのは、数週間という言い方で、案件の内容によって期間などはいろいろ違いがあるということですか。

○障がい者総合サポートセンター次長 虐待ということで私たちが調査に入るとなれば、あまり待たずに迅速に入るような形にはなります。ただ、相手方のスケジュールですとか、例えば最近あるのは、同一施設で他区もかかわっていて、入所型なんかですと他区の利用者もいる場合は、一緒に行ったほうが合理的というか、あとは情報の共有もできる可能性があるんで、そのようなところで若干の調整は入ります。

○石渡会長 ありがとうございます。とても迅速に的確に動いていらっしゃるのだなというのが理解できまして、このあたりは自治体によってすごく温度差があって、なかなか動いてくれないセンターに悩ましく思っていたりする体験もしたのですが、ぜひまた確実な動き方をしていただければと思いました。ありがとうございます。

○高橋（勝）委員 肢体不自由児（者）父母の会の高橋でございます。差別解消法も全部ひっくるめて、実は団体として、守る会さんもうちも肢体不自由ということで、会員さんが大体共通しているわけです。我々の会も超重度のお子さんもお大勢いますしね。それを鑑みて、今まで一番差別を受けているのは我々の団体ではないか、実はそういうひがみ根性



を実際持っています。私は、いつもはっきり言うほうですから。差別を受けるというのに等しいですね。それを何とかできないのかなと。これは何十年と要望してきたわけですが、地域移行、いわゆる国の施策ですが、国からも予算をつけてもらっていないというのはよく承知しております。自立支援のほうでも地域移行部会というのができていますけれども、これは新しい受け皿としての計画がないのですね。実際のところ、受け入れる場合、家庭では見られないわけですから。先ほど精神障害者家族会の会長さんが言われていましたけれども、地域移行、地域移行と言っても、実際その受け皿がなければだめなわけですよ。そのはっきりした計画は、大田区はないではないですか。これは3年とか、そういう期間で図れるものではない。やっぱり10年とかというサイクルで見て、何年に一遍はそういうものを設置していくという計画を、ぜひ推進会議として声を大にして言いたいわけですよ。差別を受けているというのは本当ですよ。私は本音ですよ。守る会さんも何十年も言ってきたこと、医療的ケアに対する対応もそうですし、それがなされてこないというのは、中原部長が一番よく知っていると思うんです。課長もわかっているわけですよ。それをあえて言わなきゃならない私の苦しさをわかってくれるかな。それをぜひ入れてください。

あと、先ほどの差別解消支援地域協議会の委員は、当事者を入れるのは当然ですから、これは各団体の代表で人選して推薦したらいいと思うんです。公募も結構ですけども、障がい当事者が公募してくるといのは、よほど障がいの程度のいい人でない限り無理ですから、それは推薦をしたい。それから肢体不自由では、脳性麻痺で言語が問題になるということ。そういう人たちは、いきなりでは理解できませんからね。そういう人には通訳を介助してもらおうという方法をとればよろしいのではないかと思います。

以上でございます。すいませんね。

○宮田委員 最後に一言だけつけ加えさせていただきたいと思います。先ほどの資料1の30ページで、訪問系サービスで重度障害者等包括支援は0という数が並んでいます。同時に、33ページにその内容が書いてありまして、見込みに比べてないというのは、今現在、すごく重い障がいの方たちは、これは使っていないくて、東京都の訪問看護師さんと居宅支援のヘルパーさんとで、おうちの中で見ていただくという状況の方がほとんどだと思うんです。でも、実際は、呼吸器をつけていても、医療的ケアがあっても外に出たいんだよねと。でも、実際のところ、ここにある課題の中で、「居宅外でのサービスを組み合わせての利用にまで至らず」というのは、人がいないのではなくて、実際事業所がないから、受

けられるサービスが受けられていないということが実態なのですけれども、この数字だけを見ると、利用者がいないのだとしか解釈ができないのです。そうではなくて、利用したいのだけれども、そのサービスを提供してくれる事業所がないということ。ここに数字的には、都内は7カ所だけど、大田区内には0カ所だよと、つけ加えて書いてあるのではなくて、利用者がいないのではない、いるのだけれど、サービスがないのだというところを皆さん方によく理解していただけたらと思っています。

実際、私の娘もいろんなところへ行きたかった。ヘルパーさんをお願いしたけれども、医療的ケアがあったらちょっと無理かなと。だから、食事の場面でない、1時間ぐらいのお散歩しかできませんでした。でも、私は、自分の娘にもっともっといろんなことを経験してほしいだったので、お願いしたのですけれども、できませんでした。いろいろ事業所さんに聞きましたけれども、医療的ケア、胃ろうからの注入だけだったのですが、それもできませんでした。東京都の訪問看護師さんは、おうちの中でのケアだけなのです。そういうふうになると、幾ら家族がこの子を自立させたいとか、あるいはいろんな経験をさせたいと思っても、そういうサービスがないということ。これは、ここだけの数字で見ると、利用者がいないようにしか見えないのですよ。そこら辺のところは、やっぱり行政サイドとしてご理解いただきたいなと思っています。いつも我慢するのは当事者であり、家族。ない袖は振れないと、よく言われるのですけれども、ご家族が抱えている問題はたくさんありますので、どうぞその辺のところをご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○石渡会長 高橋委員、宮田委員、ありがとうございます。重度包括支援とか重度訪問介護のサービスが0というのは、地方に行くによく聞く話ですけれども、すいません、この大田区もそうだったかみたいなのを再認識してしまいました。それだけに難しい支援なのだというのもよくわかりますが、そういう支援をしてくれる事業所をどう育てていくかというあたりが、行政が当事者団体の方と協力してということになるのだと思うんですが、広く見渡せば、医療的ケアの必要な方たちがいろんな活動をしているというのはたくさんございますし、この間も私は、ある当事者の方から、カヌーか何かをやっている医療的ケアの人の動画を見せてもらって、支援者も本当に生き活きとやっていらっしゃるのを拝見したりして、いろんな可能性があるのだみたいなことを再認識したのですけれども、統計数字だけ見るとというのは、その裏にある本質が見えないところがあるので、そのあたりのところをきちんと押さえて考えていかなくてはいけないなと思われました。またい

ろい委員の皆さんからもお知恵をいただきながらと再確認させられました。

ほかに、発言しそびれている委員の方で、何かお気づきのことがおありの方がいらっしゃいましたらば。

○与儀副会長 三医師会を代表して参っております大森医師会の与儀でございます。

先ほど申し上げればよかったですけれども、障がい者実態調査ですが、今は27年度から29年度という形の計画が進んでいると思うんですけれども、前の26年度に実施した調査の結果というのは公表されるのでしょうか。できれば、前の調査でいろんな要望が出ていたと思うんですが、それに対して3年間でどのくらいできたか、そういうものを実際に出していただくことが、次の計画にまた反映されるということになると思うので、ぜひそういう資料を出していただきたいと思います。

もう1つは、これは変わってしまうかもしれないのですが、大田区に児童相談所ができると聞いたのですが、それは具体的にはもう進んでいるのでしょうか。

もう1つは、さぼとぴあは今工事しているところの二期工事で発達障がいの子たちを扱うところもできるようですが、それにはやはり専門の人材が必要だと思うんですね。人材を確保するということに対する計画がもしある程度具体化されれば、それを提示していただきたいと思います。

○石渡会長 それでは、3点、与儀副会長からございました。

○障害福祉課長 それでは、最初の2間につきましては、私から今までの状況と現状ということで、3点目につきましては、担当しております澤からご説明を申し上げたいと思います。

平成26年度に行った実態調査の結果につきましては、既に公表はさせていただいておりますけれども、今回の検討に際して、再度情報をご提出をさせていただきたいと思っております。

あと、児相ですが、今日、所管の課長がいないので、細かい点は私のほうでもお伝えし切れない部分があるのですが、今回の児童福祉法の改正の中で、23区も設置ができるという規定がございまして、現在、これについては庁内でも検討を始めている状態でございますので、細かい内容がもしご入り用であれば、所管課長ともご相談をしながら情報提供させていただきたいと思います。

3点目につきましては、澤のほうからお伝えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○発達支援担当課長 発達障がいの子どもの二期工事の部分ですけれども、今、実施設計の段階には来ているというところで、中身についてはただいま検討中であります。どういったものが必要になるのかは今検討しているところですが、発達障がいについての診断だったりとか、遊具だったりとかというのは当然必要であろうというふうには思っております。そのために、例えば医師ですとか専門職ですとかは、当然確保は必要であろうと思っております。そこら辺を今後どういうふうにするのかというところですが、今のところ検討中でございますので、今ここでこうですとは、まだお話しできないところではございますけれども、だんだん固まってきた段階で、与儀先生にはいつもお世話になっていますが、医師会の小児医療検討委員会もございまして、そういうところでもお話をさせていただきながら、またご助言いただきながら、確保についてもいろいろご相談させていただきたいと思っております。

○石渡会長 ありがとうございます。では、児相は、大田区では設置するというあたりはもう決まっていらっしゃるのですか。まだ決定事項ではないのですか。

○福祉部長 大田区では、法改正で設置に向けて前向きに検討しているという状況です。大田区として設置をしたいという意向は持っているもので、それに向かって様々な検討を行っている最中と理解していただければと思います。

○石渡会長 ありがとうございます。無理して引き延ばしたわけではないのですけれども、大事なご意見をいろいろいただけたかと思えます。

○白井委員 今日の会議では、自立支援協議会から、しっかり発言してくれよと言われておりますので、ちょっとお時間をいただければと思います。

今日の参考資料としてお配りしていただいております協議会の活動内容報告書になりますけれども、ちょっと分厚いのですが、ご用意いただけますでしょうか。私から2点ほどお伝えさせていただきたいのですが、まず最初に、先ほど医療的ケアの方への支援ということでお話がありましたので、それについて協議会でどのような取組を進めているかということをご報告させていただきたいのですが、協議会報告書の47ページをお開きいただけますでしょうか。47ページになりますが、今現在の地域移行・地域生活支援部会ですけれども、これまで前半としましては、地域生活支援拠点ということで、地域にある資源を確認するというのと、精神障がい者が実際に地域移行するに当たって、病院内でどのような支援者がかかわって、どのような会議を進めていくのだろうかというロールプレイをしたり、そんなことをしてきました。あと、47ページ上にあります知的障がい者の自

立生活がどのように成り立っているのだろうかということで、事業所の方と育成会の委員の方から、それぞれ通勤寮でどのようなことをされているかという事例報告を受けて、全員で理解を深めていっているところですが、「今年度後半に向けて」ということで、来月になりますが、一番下のスライドの①、医療的ケアを必要とする方の自立生活は、実際どのような支援があれば成り立つのだろうかということで、この部分は委員からすごく関心がありましたので、ALSのお母様を介護した経験をもとにして今事業を展開されている方を外部からお招きして、みんなで学習会をしようということを今進めております。まだ詳しく決まっておられませんけれども、今後、具体的に決まりましたら、関係者の皆様方にお呼びかけをさせていただきたいと思いますので、その節はどうぞ皆様もご参加いただければと思います。

もう1点ですが、報告書の26ページをお開きいただけますでしょうか。26ページになりますが、これは就労支援部会から、プランを策定するに当たってこのような意見が出ているので、ぜひ会議の場で皆さん方にお示しくださいということで預かっているものになります。この中でもプランへ反映してほしいものなどということも書いてあるのですが、上がプランへ反映してほしい、その下の部分が実態調査に反映してほしいということで、今回いただきました調査項目などを拝見させていただきまして、かなりいろいろ改善というか、意見反映されているのだなという印象を持っております。

実は、これからお話をさせていただこうと思っているのはその下ですが、「ニーズ把握をしっかりと行って欲しい意見」ということで、これは就労支援部会から出ている意見ですが、今日の会議の中で幾つかご意見がありました中で、実態調査というのはあくまで数量的な部分であって、そこからどうしてもはかり得ない部分がある。そういうこともあわせて、ニーズ把握という部分で、自立支援協議会としてもいろいろ協力している部分があるのではないかなと考えております。と申しますのは、自立支援協議会は当事者の方、あるいは支援をする立場の方、いろんな立場の人が参加しておりますから、その立場であるから言える意見とか、その立場だから感じることもあると思いますので、ぜひそういう意見を大事にしていきたいと思っております。27ページにありますのは、しっかり行ってほしいとは言ってあるのですが、今後、協議会の中では、自助・共助・公助ということもありますので、私たちとしてできることは何なのかということをおのほろでも皆さん方にお諮りしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○石渡会長 白井委員、大事なご指摘をありがとうございます。今の白井委員のご説明なども含めて、何か確認したいこととか、ご意見をいただける方はほかにいらっしゃいますか。

あと、私も今の白井委員の言葉で思ったんですが、実態調査のほかに、よくニーズ把握というところで、ヒアリングをあわせてやるようなやり方があるかと思うんですが、大田区ではヒアリングなどは予定されているのでしょうか。

○障害福祉課長 現在は特にヒアリングを予定してはおりません。

○石渡会長 ありがとうございます。今日は、次回の差別解消支援地域協議会の委員の推薦なども含めて、出向いていってのニーズ把握みたいなお話も出てきましたので、またいろいろご検討いただければと思います。

○道音委員 防災避難所という観点からお話しさせていただきたいのですが、資料1の27ページにもちょっとありますけれども、要援護者の例えば私たちの障がい者もそうだと思うんですが、機会がものすごく少ないと書いてあるのです。確かにそうなのですが、地域の防災訓練、あるいは避難訓練に障がい者がほとんど参加していないのが実態で、避難所すら知らないというのが圧倒的に多いと思うのです。今月5日に池上特別出張所の管内で避難訓練がありましたので、そこに障がい者を自宅まで迎えに来てほしいという提案をしました。実際に10名ほど参加しまして、池上特別出張所の管内で5カ所の学校避難所、池上小学校、第二小学校、蓮沼中学校、徳持小学校、大森四中だったのですが、住所によって避難場所が違うのですけれども、それをやってみたということです。それ自身は大変よかったですと思うんですが、来年から全ての地域でそういう形で参加していきたいということを申し上げたのですが、こうやって実際にそれに参加することによって、要援護者としての対策をいろいろ打っていただくということもできるので、積極的に参加していきたいと思っています。

それから、我々の会そのものは、目標は全盲の人が介護なしで自宅から避難所まで歩けること、これをこれからやっていこうと思っています。ただ、そうはいつでもなかなか難しい。特に、今、歩車道に段差のあるところはちゃんと施設までの点字ブロックが敷いてありますけれども、区道の歩道に段差がないところ、これは白線歩道と通称言っていますが、そこは電柱があり、看板があり、いろいろあって実際は歩けない。だけど、それは何か違う方法で歩く方法を考えようということで、今、実験的にいろんなことをやっております。それで何とか歩けるようにしたい。しかし、やはり防災避難訓練には参加してい

かないといかんということで、やってみました。

その結果、言いたいのは、車椅子の扱い方、それから障がい者を避難所まで連れていく。これは初めてですから、皆さん大変ご苦労されていたというのが実態で、今、ユニバーサルデザインの実践講座で若干やっておりますけれども、本格的に取り扱い方を研修してもらおうということで、これからまた提案していきたいと思うんです。私も車椅子に乗せてもらったのですが、危なく後ろへひっくり返るところだったぐらい。車止めをしないで乗せたり、あるいは重度の人を運ぶときの車椅子は後ろへひっくり返ってしまうぐらい。ストッパーを止めていなかったとか、いろいろありましたので、我々自身がそういう研修をお願いして、やっていかなければいけないなという感じがしました。そのような計画を実際に入れてほしいと思うんですね。自立支援協議会でいろいろ検討されるというけれども、私が去年提案したときも、そういうことがほとんどない。ただ集まっただけという感じの避難訓練では全く意味がない。やはりそのような実践に活かせる訓練をするように指導していただきたいと思います。特に、これは地域力推進部の関係のことなのでしょけれども、そういうことでお願いをしたいと思います。

○石渡会長 道音委員、ありがとうございました。大田区の自立支援協議会の防災部会は、ほかの地域に比べると本当によくやっているなと私は思っていたのですが、今ご意見をいただいたように、当事者の方の参加があつていろいろ見えてくることとか、進んでいくのだと思いますので、またいろんなところでのご協力を改めてお願いしたいと思います。

それでは最後に、その他ということで事務局に準備していただいているものがございしますので、お願いいたします。

○障害福祉課長 その他は事務連絡的なものになりますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、2点ございます。1点は、前回、第3回推進会議を2月17日ということでご提案させていただいたのですが、会場等の諸事情で、大変申しわけございませんけれども、今日、次第に書いてございますように、第3回推進会議につきましては、2月13日（月曜日）午後1時半から3時半ということで、会場はこちらの5階、この場所になりますが、日時が変更になっておりますことをご了承いただければと思います。また、本日、皆様にご審議いただき、ご了承いただきましたが、この日に同日開催で大田区障がい者差別解消支援地域協議会第1回もあわせて開催させていただきます。改めてご通知は皆様に

お送りさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それが1点でございます。

あと、本日、短い時間の中でご審議いただいているものですから、プランの進捗状況についてのご意見が多数あるかと思えます。こちらにつきましては、お手元に資料をお配りしてございますけれども、ご意見があれば12月15日までに言っていただければと思います。また、データ形式では、メール等でもご連絡等を差上げますので、もしご入り用の場合は一報いただければ、メール等でもご送付をさせていただきますから、ぜひご意見を頂戴できればと思います。

事務局からは以上でございます。

○石渡会長 ありがとうございます。それでは、次回は2月13日、1時半からは施策推進会議で、10分休憩して15時40分ぐらいから差別解消支援地域協議会ということです。よろしくお願ひします。

それから、今日ご意見を出しそびれている委員の方は、机上の様式、あるいは必要があればデータでということですので、12月15日までに提出をいただきたいということです。

ほかに何か委員の方で情報提供とかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、マイクは事務局のほうにお返しします。いろんなご意見、どうもありがとうございました。

○障害福祉課長 それでは、本日も貴重なご意見を多数いただきまして、ありがとうございます。これをもちまして平成28年度第2回大田区障がい者施策推進会議を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。